

No.	カテゴリー	質問	回答	参考URL
1	特定PFAS	規制が進むと特定 P F A S の対象物質は増えるように思いますが、対象の定義、決定はどのように行われるのでしょうか。	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)で規制された物質を「特定PFAS」としておりますので、今後、そこで規制されるPFASが追加されると「特定PFAS」にも追加することになります。	
2	特定PFAS	特定PFAS以外のPFASの分析、毒性判断など、協会が指針を示す、といったような動きはあるのでしょうか？分析方法もまだ決まっていない状態で、なかなか使った使わ無い、入っている入っていない、の議論は難しい部分もあるかと思えます。	FCJ独自で、分析方法や毒性について、指針を出すという予定はございません。	
3	特定PFAS	既にPFASという言葉で報道が増えていますが、今回の特定PFASへのマスメディアへの周知・報道要求等の活動は行われていますでしょうか？		
4	特定PFAS	POPs条約等で規制されているPFOS,PFOA,PFHxSの塩及び関連物質を特定PFASと呼ぶことにつきましては、賛同いたしますが、日本国内でPFAS廃絶を呼び掛けている市民団体や繰り返し報道しているNHKなどマスコミに対してもご理解いただけるように働きかけをされているのでしょうか？	ご意見、ご提案ありがとうございます。FCJでは、関係省庁にご理解を頂いた上でこれまでメディアに対する理解活動を進めてきております。また、これからも科学的根拠に基づいた正確な報道がなされるよう活動を継続していく予定でございます。	
5	特定PFAS	質問ではなく意見ですが、メディアの報道に対する懸念はもともとだと思います。一般の消費者にPFAS＝有害物質と誤解されないよう、そのような誤解に反論する攻めの広報活動も必要なのではないでしょうか。		
6	特定PFAS	特定PFASと言う表現だけでなく、必ず（PFOA,PFOS、PFHXS）の様に具体的に示す方が、良いのではと思います。		
7	特定PFAS	円錐の頂点に特定PFASを置く表示では、特定PFASがPFASの代表との印象になるのでは？ 扇の中の一枚という表示にしたほうがFCJが表現したい意図に沿っているのではないのでしょうか。PFOA/PFOSのどの構造が有害で、その他PFASには、PFOA/PFOSにある要素がないので、懸念を少ないと説明したうえで、フッ素樹脂等原料を構造や要素で分類して、懸念が予想される分類を、FCJから逆に提案することで、懸念の範囲を限定させていくことを提案します。今のままでは、懸念がフッ素原料全体に及んでおり、用途や改良での開発で一時的停滞を招く状況になってしまうと考えます。	ご意見、ご提案ありがとうございます。FCJ内で検討いたします。	
8	特定PFAS	特にはありませんが、今後特定PFAS（PFOS/PFOA/PFHxS）と同等の毒性・有害性を持つPFASは見つかるのでしょうか（存在するのでしょうか）。	同等の毒性・有害性があるPFASについて、現時点ではFCJとしては知見がありません。	
9	特定PFAS	「特定PFAS」を固有名詞として定義されているが、英語名称はどうなりますか？「Specific」「Particular」等の単語が浮かぶが、英語名称も指定いただきたいです。	Specific PFAS と呼称いたします。	
10	特定PFAS	欧州PFAS規制が一番厳しく施行された場合はフッ素ポリマーで残れるものがありますか？	現状では、判断できません。	
11	特定PFAS	欧州規制当局を説得する為には、“特定PFAS”以外のPFASが、毒性、生物蓄積性に関して、確かに問題がない事のエビデンスが必要ではないでしょうか。	「特定PFAS」以外のPFASも様々な種類・特性があり、それらをひとまとめにして議論する事のものに無理があり、個々の物質もしくは、物質群毎に異なるリスクを定量的に評価し、規制の要否を議論すべきと考えます。	
12	特定PFAS	・日本だけの定義でしょうか ・2022年に取り上げられていた、PFCA（C9～14）等は「特定PFAS」には含まないのでしょうか？	現時点では日本だけの定義ですが海外にも広めていく予定です。 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)で規制された物質を「特定PFAS」としておりますので、今後、そこで規制されるPFASが追加されると「特定PFAS」にも追加することになります。現時点では、PFCA s (C9-21)を「特定PFAS」とは、していません。	
13	特定PFAS	（その他、全般に寄せられた質問より） 今後、特定PFASの呼び方は日本以外の地域でも同様の呼び方になっているのでしょうか。仮に欧州やアメリカでは、別の呼び方などがあるのでしょうか。	現時点では日本だけの定義ですが海外にも広めていく予定です。規制されているPFASについて、欧州やアメリカで特別な呼称をしている事は無いと思います。	
14	特定PFAS	アメリカは各州ごとに法規制が制定されるとなると、米国で使用しているお客様の方針により、顧客固有の規制が設定されることが予想されるのでしょうか？ たとえばA社様はベン図で ○○州land□□州のような規制 もしくは、○○州参照のような規制	こちらの質問に関しましては、業界や用途、お客様の方針など、様々ですのでFCJとしては回答出来かねます。	
15	特定PFAS	今後、特定PFASとして指定される可能性がある物質が分かれば事前に知りたいと考えています。	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)で規制された物質を「特定PFAS」としております。対象物質については、残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）において議論されたのち、締約国会議（COP）において決定されますので、それらの動きを注視いただければと思います。	
16	特定PFAS	特定PFASについて、今後長鎖PFCAが次回COPに勧告される予定であるが、POPs物質に決定された場合、長鎖PFCAも特定PFASとなる可能性があるのでしょうか。	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)で規制された物質を「特定PFAS」としておりますので、決定された場合には、長鎖PFCAも特定PFASとなります。	
17	特定PFAS	区別することの重要性について、正しく理解できました。 一般の方の目線で考えた場合、「特定」の有無による違いを理解することは難しいのではとも感じました。 特定を付けることによって、対象外の一般的な有機フッ素化合物と異なるものと消費者が理解できると考えられますでしょうか。	化学についての知識をあまりお持ちでない方が理解するのは、難しいと思いますが、身の回りの製品についてわかりやすい言葉で説明できるようにしてゆきます。	
18	特定PFAS	特定PFASについて、CAS番号と化学構造式、毒性等の一覧表を例示して頂きたいです。	CAS番号は PFOA: 335-67-1 PFOS: 1763-23-1 PFHxS: 355-46-4 です。特定PFASには、これらの塩及び関連物質も含まれます。 化学構造式や物性については、参考URL、環境省のデータをご参照下さい。	PFOA https://www.env.go.jp/chemi/report/h19-03/pdf/chpt1/1-2-2-18.pdf PFOS https://www.env.go.jp/chemi/report/h19-03/pdf/chpt1/1-2-2-19.pdf PFHxS https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/y4911-19b/900437619.pdf
19	欧州関連	今後、9/25までのパブコメを受けて、SEAC案が提案されるとのことですので、タイムリに情報提供いただけるとありがたいです。	FCJのHPIに、最新情報を逐次掲載すると共に、大きな変化があれば、ウェビナーを開催致します。	
20	欧州関連	情報や期日などの変更が多くあるので、定期的に今回のような配信をして頂けると助かります。		
21	欧州関連	本講演内容を視聴する限り、ECHAの方も引かざるを得ないという印象を持ちました。 これは、本セミナーのまとめ方による身びいきな見方なのでしょうか。 実際には、どうなるかは分からないと思いますが、スケジュールがかなり遅れそうなことは分かります。	ECHAのRACやSEACは、PFHxAの制限提案と同じように、規制ありきでまとめ、その後の、欧州委員会のステージになった時に、規制の内容が変化する可能性はあるとFCJでは想定しております。	
22	欧州関連	今後の進み方に因るのですが、PFAS全般を本当に規制するのでしょうか？若干でも緩和されるのでしょうか？	PFAS制限提案がどのように決着するかは未定です。過去のREACH規制提案の審議状況より、産業界が科学的に強い根拠の証拠を示せば、産業界の意見が考慮されていますので、現時点では、産業界が一体になって、意見出しを続けることが重要と考えております。	
23	欧州関連	5600件を超えるパブコメが提出され、規制当局側が想定したスケジュールで専門家審議、及びRAC/SEACの議論が纏まるとは思えませんが、過去のREACH規制案件の審議の実績と照らして、どの程度遅れそうかの見通しはありますか。	FCJでは、当初のスケジュールよりも遅れると想定していますが、具体的な期間については分かりかねます。	
24	欧州関連	当初から示されているスケジュールに不透明な面があり、いままSEACの次のパブコメの時期が正確には見えない状況である。2024中に規制内容は明確になるのでしょうか？	現時点では情報を持ち合わせておりません。ECHAよりの2024年のワークプランが公表されるまでお待ちください。	
25	欧州関連	対象化学物質のCas Noはオープンされていないため、対象物質のCas Noを教えてくださいたいと思います。	網羅的にオープンになった資料は、残念ながらありません。但し、参考URLにございます資料はかなり充実していますので、ご覧ください。参考URLサイトに掲載されていない物質も第4回ウェビナー資料の14枚目にあるPFASの定義に該当する場合は対象化学物質ですので、最終的な判断は御社でお願いいたします。	・OECD list of PFAS cas numbers - https://comptox.epa.gov/dashboard/chemical-lists/PFASOECD ・EPA list of PFAS cas numbers - https://comptox.epa.gov/dashboard/chemical-lists/pfasmaster

No.	カテゴリー	質問	回答	参考URL
26	欧州関連	提出された5642件ものパブコメに対してECHAからのヒアリングは開始されたのでしょうか？ 事前資料34ページに記載されているSEAC草案に対するパブコメの準備につきまして、3つの根拠項目を記載いただいておりますが、いずれも川中企業にとっては明確にできずに苦慮しております。川上企業の団体であるFCJ様から川中企業としてまとまる際のポイントをご提案いただけませんか？	ECHAがパブコメを提出した個社に対してヒアリングを開始したという情報は、残念ながら持ち合わせておりません。 又、川中企業様として次のパブコメの準備方法は、サプライチェーンを通して、川下企業様と連携して取り組むことと考えております。この取り組みは、企業間の情報開示が必要で、各社様とも苦労しながら、機密保持契約を締結して取り組んでいるとのことですので、ご検討頂ければと考えております。	
27	欧州関連	SEACドラフト、パブコメで要求される内容はまだ公開されていませんが、SEACのパブコメでは講演で示された通り、3つの観点（代替品との比較、社会経済生、End Of Life)から早めに準備した方が良いとのアドバイスになりますか。	ご認識の通りです。今までの流れより、訴求力があるのは、技術データや市場の詳細情報です。情報収集に時間がかかりますので、早めの着手をお願い致します。	
28	欧州関連	現状のフェーズをまとめていただいております。パブコメの中から、3つピックアップいただいておりますが、それぞれについて全体に対する割合はどのようなイメージになりますでしょうか。どのようなことを主な課題と考えられているのかが分かると、その重要性を理解できるのではと考えます。	ご質問の意味を取り違えているかもしれませんが今回のパブコメの内容は、過去の事例と比べて、まだまだ主張が十分ではないと考えております。強い証拠を次のパブコメで示していないと、猶予期間の獲得も危うくなると判断しており、今回のウェビナーでは強い証拠を伴った、主張展開の好事例をお示して、来るパブコメにおいて、皆様の更なる協力をお願いしております。	
29	欧州関連	仮に自社のPFAS製品が制限された場合の取り扱いについて確認したいです。 下記の場合も制限に抵触するかどうかご教示ください。 なお当社は船舶向け部品でPFAS(主にFKM(フッ素ゴム))を取り扱っています。 ・該当するPFAS製品を使用した船がEUに寄港する場合（外航船を想定） ・該当するPFAS製品を予備品として保管した船がEUに寄港する場合 ・該当するPFAS製品を使用した船がEU内を運航する場合（EU内航船を想定）	PFAS制限提案が最終化されていませんので、確定的なことは言えないことをご了解願います。 但し、REACH規制自体は、EU域内での製造や輸入して上市することを禁止する規則ですので、ご指摘の3点はREACH規則の対象外と想定しております。しかしながら、確定情報ではありませんので、ECHAに確認されることをお勧め致します。	
30	欧州関連	ノルウエーの異様に多い個人によるパブリックコメントは規制賛成なのでしょうか？	スウェーデンに関するコメントと理解いたしました。制限提案に賛成の内容となっておりますが、データや根拠に乏しい意見も多く見られました。	
31	欧州関連	エッセンシャルユースではない用途、例えば現在猶予期間の設定が付いていない冷媒については制限案のとおり決定される可能性が高いと考えてよろしいでしょうか？ 今回の基本的アプローチ予防原則の考え方から可能性は高いと感じました。	ご指摘のように可能性が高い状態に変更はありませんが、提案国は猶予期間が設定されていない用途に関して見直しを進めているという情報もあります。今後の、ECHAでの審議内容や提案国の動向を注視ください。	
32	欧州関連	有用で代替困難なPFASが存在するにも関わらず、PFAS全体を規制しようとする欧州の意図や背景をもっと知りたいと思いました。	FCJの第三回目のウェビナーの14ページに示しましたように、制限提案の理由は、ごく一部の特定PFASが顕著な毒性を示すことから、同様に他のどの人工化学物質よりも長く環境中に残留する可能性（難分解性）があり、さらに、生物濃縮性、移動性、長距離輸送の可能性のあるPFASとその分解生成物は、毒性学的影響等も懸念されるのでまとめて規制しよう、という予防原則によるものです。	
33	北米関連	（その他、全般に寄せられた質問より） 米国 PFASの製造・輸入に関する最終報告規則 についてお尋ねします。 世界中のどの国でもSDSなどで物質名や含有量を開示する法的義務の無い物質に関して10年以上前に遡って調査せよという事自体に無理があると考えますが、更にフッ素系化合物はCBIも絡むケース多いのではないかと危惧します。 日本の川下の成形品メーカーはどの様な手段で情報を収集しようとしているのでしょうか？	川上のサプライチェーンからの情報収集が主な手段になると考えます。	
34	北米関連	特に、TSCAでの届け出について、成形材料にPTFE粒子が数%添加されたような混合物も、報告義務の対象となるのか、教えてください。	TSCA 8(a)(7) の10月11日付の官報では「報告義務対象の定義」が下記の通り示されております。 以下 3 つの構造のうち少なくとも 1 つを含む物質 1) R-(CF2)-CF(R')R" (CF2 and CF の両部分は飽和炭素である) 2) R-CF2 OCF2-R' (R および R'は、F、O または飽和炭素のいずれかである) 3) CF3 C(CF3)R'R" (R'および R"は、F または飽和炭素のいずれかである) PTFEは、(-CF2-CF2-) nの構造をもっており、1)のR-(CF2)-C(F)(R')R" を含む化学物質または混合物の構造に該当します。 また、届出要件における濃度に対する非適用の例外は見受けられないため、混合物の場合も届出は必要と認識しております。	
35	北米関連	アメリカの各州と連邦政府の決め事が最終的には統一されるのでしょうか？	最終的に統一されるかはわかりません。連邦と州の両方に立法権があり、連邦法と州法の関係や適用範囲は明確ではありません。	
36	北米関連	米国の規制は州毎の調査が困難なため、協議会様で最新情報を調査し、開示いただけるような仕組みを構築いただけると大変助かるのですが、そういう取り組みは難しいでしょうか。	FCJとして、可能な限り迅速かつ詳細な情報入手に努め、今後もウェビナー等を通じて、皆様との情報共有に努めて参る所存です。	
37	北米関連	F-gas規制については、北米のHFC規制もPFASに絡む部分があるかと思うので、比較できるといいのかな、と思いました。	欧州PFAS制限案のパブコメにおいて、F-gas規制とPFAS規制の二重規制となる旨の意見が散見されます。北米においてもHFC規制とPFAS規制において同様の懸念があると言えます。今後、FCJとしてご提案について検討して参ります。	
38	北米関連	TSCAの報告要件について、対象化学物質がオープンになりましたが、対象化学物質は、約11,500物質となっております。 一方、本規制の原文には、約1,400物質となっております。 対象物質について、大きな相違があるため、TSCAの報告要件に関する対象物質が分かれば、教えてください。	約1,400物質というのはTSCAインベントリーおよびLVE申請情報からEPAが確認した物質数と思われます。 報告対象は、以下の定義いずれかに該当する物質です。 (i) R-(CF2)-CF(R')R", where both the CF2 and CF moieties are saturated carbons (ii) R-CF2OCF2-R', where R and R' can either be F, O, or saturated carbons (iii) CF3C(CF3)R'R", where R' and R" can either be F or saturated carbons	
39	北米関連	事前資料44ページのTSCA8条(a)(7)PFASに関する特定情報のデータ収集規則につきまして、報告対象物質範囲に「フロロポリマーを含む」と記載されておりますが、PTFEも対象物質ということになりますでしょうか？ また、「不純物、副生成物、R&D、成形品、小規模事業者の免除なし」ということであれば、PFOAの低減材料を使用した混合物や成形品も全て報告対象になるという認識でまがいがないでしょうか？ 事前資料50ページのカナダPFAS規制の概要について、FCJ様としてはどのようなご対応をされる予定でございますか？	TSCA 8(a)(7) の10月11日付の官報では「報告義務対象の定義」が下記の通り示されております。 以下 3 つの構造のうち少なくとも 1 つを含む物質 1) R-(CF2)-CF(R')R" (CF2 and CF の両部分は飽和炭素である) 2) R-CF2 OCF2-R' (R および R'は、F、O または飽和炭素のいずれかである) 3) CF3 C(CF3)R'R" (R'および R"は、F または飽和炭素のいずれかである) PTFEは、(-CF2-CF2-) nの構造をもっており、1)のR-(CF2)-C(F)(R')R" を含む化学物質または混合物の構造に該当します。 また、「P F O A 低減材料を使用した混合物および成形品」に関しても、届出要件における濃度に対する非適用の例外は見受けられないため、報告対象になる認識です。 カナダのPFAS規制については、今後もFCJとして注視していき、ウェビナー等を通じて、皆様との情報共有に努めて参る所存です。	
40	北米関連	アメリカは複雑すぎて分かり難いです？もっと詳しい情報はどこで得られるのでしょうか？	ウェビナーの他、FCJ WEBサイト（参考URL）にも米国規制動向について記載がございますのでご参照下さい。	https://www.cfcj.jp/environment.html#amerika

No.	カテゴリ	質問	回答	参考URL
41	北米関連	メイン州、ミネソタ州では全面禁止が可決されています。 PFASを使い続けるためにはEU REACH提案に対するサブコメの様な要望はできないのでしょうか	各州における立法手続は、パブリックコメント手続も含めて各州で取り決められているという認識です。メイン州とミネソタ州では既に可決されていますが、ミネソタ州では「不可避な用途を決定する基準及びプロセスについて」パブリックコメントが24年の3月1日まで実施されています。詳しくは参考URLをご確認ください。また、メイン州においても「PFASの使用が不可避であると規則で決定した場合を除き」全面禁止が規定されています。免除の詳細については把握できておりませんので、具体的な案件があれば、国際弁護士等の適任者にご相談いただくことをお勧めします。	メイン州法原文： https://www.mainelegislature.org/legis/bills/getPDF.asp?paper=HP1113&item=5&snum=130 ※メイン州のPFAS届け出に関するQ&Aが書かれたサイトとして下記もご参考下さい。 http://www.maine.gov/dep/spills/topics/pfas/PFAS-products/index.html ミネソタ州法原文： https://www.revisor.mn.gov/bills/text.php?number=SF834&version=latest&session=ls93&session_year=2023&session_number=0&format=pdf ミネソタ州パブリックコメント https://www.pca.state.mn.us/sites/default/files/c-pfas-rule3-01.pdf
42	北米関連	カナダと米国は一体というイメージがありましたが、PFAS規制に対する動向の違いは何によるものなのでしょうか。	カナダは欧州の考えに近い予防原則、米国はリスク評価に基づく予防的アプローチの考え方をしているため違いが生じていると思われます。カナダはストックホルム条約に批准して一方、米国は批准していませんので、こういったところにも違いは現れていると思われます。	
43	北米関連	T S C A がどう関係してくるかあまり良く分からなかった。	米国では、EPA（米環境庁）がPFAS戦略ロードマップを公表し、研究・制限・修復の目標に向け取り組みを進めています。その中で、PFASの管理・規制については、TSCA（有害物質規制法）にて規定されるという認識です。なお、2021年には、過去にTSCAにおいて許可されたLVE申請の自主的な取り下げを促すことが発表され、現在、PFASについてLVE免除廃止案が出ております。（参考URLに記載のサイトもご参考下さい）	https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-announces-changes-prevent-unsafe-new-pfas-entering-market
44	北米関連	データ収集規則案について 報告対象物質範囲に、FKM(フッ素ゴム)の成形品、PTFEの成形品は含まれますか？ 報告義務者は、PFASを製造・輸入した者とありますが、米国の子会社や代理店を通じて顧客へ販売(輸出)した場合、報告義務者は米国の子会社や代理店となるのでしょうか？	・対象物質が含まれていれば成形品も報告対象です。 ・米国の子会社や代理店が輸入者であれば報告義務者になります。	
45	北米関連	PFASフレームワークについて 報告義務の範囲は、新規開発または新規用途のすべてのPFASという理解でしょうか？	新規化合物、新規用途が対象となります。また、該当判定は報告者が行うこととなります。ただし、フレームワークの段階ですので、データ収集規則のように規則として決定したものではありません。	
46	北米関連	各州の規制について メイン州などで上市規制が全面禁止とされているのは、新規に上市する場合という理解でしょうか？ 全面禁止とされているが、届け出を行ったうえで個別に制限されるか協議されるということでしょうか？	・新規上市品だけではなく、既存上市品も対象です。 ・意図的に対象PFASが添加された製品のうち、特に指定されない製品に関してはメイン州では2030年以降は販売できないとなっております。詳細はウェビナー資料P49にメイン州環境保護局のWEBサイトのリンクがございますので、そちらの問い合わせ先にご確認下さい。	
47	北米関連	かつての自動車燃費規制と同様に、連邦法と州法(特にメイン州、ミネソタ州、等)とが異なった場合、恐らく訴訟になると思われますが、その係争期間中はどのような運用になると考えられますか。	ご懸念の通り、連邦法と州法の関係を一言で答えるのは非常に難しいです。この関係についてまとめられた資料がありますので参考URLにございますリンクを参考にさせていただければ幸いです。 https://www.nga.org/advocacy-communications/policy-positions/principles-for-state-federal-relations/ 具体的な案件がある場合には、適時に国際弁護士等の適任者にご相談いただくことをお勧めします。	https://www.nga.org/advocacy-communications/policy-positions/principles-for-state-federal-relations/
48	北米関連	PFAS定義にあたる物質判定は、個社任せとの理解でいいでしょうか？ 個人的意見ですけれど、定義を理解できる人は少ないと思います。	報告対象は、以下の定義いずれかに該当する物質ですので、個社で判断する必要があります。 (i) R-(CF2)-CF(R)R", where both the CF2 and CF moieties are saturated carbons (ii) R-CF2OCF2-R', where R and R' can either be F, O, or saturated carbons (iii) CF3C(CF3)R'R", where R' and R" can either be F or saturated carbons ウェビナー資料P44のリンク「最終規則」には、EPAの問い合わせ先記載もございますのでご参照下さい。	
49	北米関連	メイン州、マサチューセッツ州による2030年全面禁止の中に冷凍空調用冷媒も含まれるのでしょうか？	州毎に対応が異なりますが、PFAS定義に含まれる製品は、冷凍空調機用冷媒を含め該当する認識です。但し、メイン州においては、「PFASの使用が不可避であると規則で決定した場合を除き」の免除規定があります。免除の詳細については把握できておりませんので、具体的な案件があれば、適時に国際弁護士等の適任者にご相談いただくことをお勧めします。	メイン州法原文： https://www.mainelegislature.org/legis/bills/getPDF.asp?paper=HP1113&item=5&snum=130 ※メイン州のPFAS届け出に関するQ&Aが書かれたサイトとして下記もご参考下さい。 http://www.maine.gov/dep/spills/topics/pfas/PFAS-products/index.html
50	北米関連	報告義務について、化学組成だけではなく、一般名もしくは多く使われている産業分野などで示していただくことはできないでしょうか。 難しいと考えますが、産業が多岐にわたりますので、分かりやすい実例があれば、さらに注意喚起できるのではと考えます。	データ収集規則の対象範囲は非常に広いため、一般名をお示しすることは難しいです。産業分野に関しましては、有機フッ素化合物が使用されている用途事例がFCJ WEBサイトに記載されておりますのでご参照下さい。	https://cfcpj.jp/productabout.html
51	その他	医療機器（特に医療器具）に使用されるフッ素樹脂に関する規制動向が知りたいです。 医療機器ではMDRやFDAにより原材料の安全性について厳しく規制されており、原料変更のためには治験や化学的安全性試験などの安全性試験に相当の時間と費用を要するため、簡単には代替原料に変更できません。 特に人体に挿入、留置、埋め込まれる製品の原料を、実績の無い新規原料に変更することは、ほぼ不可能です。 医療機器（特に医療器具）に使用されるフッ素樹脂が適用除外用途になるよう、厚労省や経産省・関連団体等が働き掛けを進めているのか…その動向も知りたいです。	フッ素樹脂はEU PFAS制限案で規制対象となっており、このまま成立すれば用途除外対象でないものは制限の発効から18か月で使用できなくなります。用途除外対象のものでも追加猶予期間は5年もしくは12年です。 また、EU PFAS規制案に対してはパブリックコンサルテーションが行われ、経産省からは規制された場合、特定の分野ではなくすべての分野について影響が出ることを指摘し、また、医療関係の業界団体からはフッ素樹脂やその他フッ素材料について、代替品がないこと、および社会経済性への影響などについて意見提出されております。詳しくは、参考URLにございますECHAのウェブサイトでご確認ください。	https://echa.europa.eu/restrictions-under-consideration/-/substance-rev/72301/term https://echa.europa.eu/comments-submitted-to-date-on-restriction-report-on-pfas
52	その他	多岐にわたる産業に影響のある規制になりますので、今後ともご対応をよろしくお願いたします。 PFASはニュースになっておりますので、誤った認識が広まらないように、消費者への啓蒙活動にも注力が必要だと考えます。 その部分への対策は問題ございませんでしょうか。	ウェビナーでもご説明させていただきました通り、FCJでは、誤った認識が広がらぬよう、関係官庁と相談し、すでに規制されているPFASを「特定PFAS」とし、それ以外のPFASと区別することを念頭に、メディアとの面談を進めております。その中で全てのPFASが有害であるような誤った報道が広がらないようお願いしており、この活動は今後も継続していく予定でございます。	
53	その他	・配管部品類でPTFEシートを多用しており、これが規制対象になるか知りたい。 ・配管部品メーカーからのコメント(今後の方針)があるならぜひ知りたい。	PTFEは欧州PFAS規制の対象となります。 また、半導体をはじめとする製造装置のメーカーなど、配管に関する企業から、耐熱性や耐薬品性等の物性を根拠とし、フッ素樹脂やフッ素エラストマーに対する適用除外を求めるコメントが提出されています。個別の意見につきましては参考URLにございます、ECHAのウェブサイトでご確認ください。	https://echa.europa.eu/restrictions-under-consideration/-/substance-rev/72301/term https://echa.europa.eu/comments-submitted-to-date-on-restriction-report-on-pfas

No.	カテゴリ	質問	回答	参考URL
54	その他	法が施工された場合、 実際にどういった製品、材料などが使えなくなってしまうかの実例紹介と 使えなくなった製品、材料の代替品の紹介などを行って欲しい	FCJでは業界ごとにPFASが使用されている業界をまとめております。半導体、バッテリー、燃料電池、医療、航空機、自動車、船舶、食品、建築、冷凍・冷蔵・空調、医薬・農業などの業界で使用されていることを把握しております。非常に広い業界で多岐にわたる用途で使用されております。 また、代替品は開発を進められている各社様より個別に発表されております。 FCJとしてはフッ素系材料は、多くの産業分野において、複数の高度な要求を満たすことが出来るため、使用されていると考えております。このため、フッ素系材料以外では、複数の必要性能をカバーすることが難しく、高度な安全性、効率性が求められる産業分野ではPFASの代替は困難であると考えています。	